

平成29年度 厚生労働省関係税制改正事項の概要

平成28年12月
厚生労働省 

○ 保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置 *〔固定資産税、不動産取得税等〕(P5)

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について所要の見直しを行う。

《検討事項》

○ 子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設 *〔所得税、個人住民税〕(P6)

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、個人所得課税においては、各種控除等の総合的な見直しを丁寧

健康・医療

○ 高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長〔所得税、法人税〕(P7)

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の高額な医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却を認める特例措置について、対象機器を見直した上で、その適用期限を2年延長する。

○ 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等〔相続税、贈与税〕(P8)

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を3年延長するとともに、移行計画に記載された移行期限までに持分の定めのない医療法人へ移行をした場合には、当該医療法人が持分の放棄により受けた経済的利益については、贈与税を課さない等の措置を講ずる。

○ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充 *〔所得税、法人税等〕(P9)

試験研究を行った場合の税額控除制度について、次の見直しを行う。

- ① 総額型の税額控除率を試験研究費の増減割合に応じた率(6~14%)とする。
- ② 高水準型を2年延長し、増加型を廃止する。
- ③ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合、高水準型の適用に代えて、総額型の控除税額の上限(法人税額の25%)に上乗せする制度を選択できることとする。
- ④ 試験研究費の範囲について、ビックデータの収集分析等の試験研究費を追加する。
- ⑤ オープンイノベーション型について、手続きの見直しによる使い勝手の向上を図る。

《以下検討事項》

- **医療に係る消費税の課税のあり方の検討**〔消費税、地方消費税〕(P10)
- **医療機関の設備投資に関する特例措置の創設**〔所得税、法人税等〕(P10)
医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられるまでに、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。
- **国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ** *〔たばこ税、地方たばこ税〕(P11)
将来、たばこ税の負担水準を見直す際には、財政物資としてのたばこの基本的性格、葉たばこ農家・たばこ小売店等への影響、市場・産業への中長期的な影響、国民の健康増進の観点などを総合的に勘案し、予見可能性の確保に配慮しつつ、検討する。
- **社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続**〔事業税〕(P12)
- **医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続**〔事業税〕(P12)
事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

医療保険

- **低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し**〔国民健康保険税〕(P13)
低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

介護・社会福祉

- **サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長** *〔固定資産税、不動産取得税〕(P14)
サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制における固定資産税の減額措置及び不動産取得税の特例措置について、その適用期限を2年延長する。
- **協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率** 〔法人税、法人住民税〕(P15)
協同組合等に適用される軽減税率については、現行水準を据え置く。
- **現物寄附へのみなし譲渡所得税等特例措置適用の承認手続の簡素化** *〔所得税、個人住民税〕(P16)
社会福祉法人等への現物寄附に係るみなし譲渡所得税等について、文部科学大臣所轄学校法人に認められている国税庁長官の非課税承認を受けるための要件に関する特例を適用する。

年金

- **企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限の延長** *〔法人税、法人住民税〕(P17)
企業年金等(確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金)の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年(平成31年度末まで)延長する。
- **確定拠出年金における退職所得控除に係る勤続年数の算定の見直し** 〔所得税、個人住民税〕(P18)
確定拠出年金以外の制度から資産等の移換があった場合にその算定の基礎となった期間のうち、加入者が60歳後の期間及び確定拠出年金の運用指図者期間と重複している期間を、退職所得控除額の算定基礎となる勤続年数に算入する。

雇用

- **心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長等** 〔固定資産税、不動産取得税、事業所税〕(P19)
心身障害者を多数雇用する事業主が事業用施設等を取得した場合の不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限の2年間の延長等を行う。

生活衛生

- **生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長**〔法人税〕(P20)
生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設の特別償却制度について、取得価格要件を200万円以上(現行:100万円以上)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
- **公害防止用設備に係る特例措置の延長**〔所得税、法人税〕(P21)
公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着式回収装置内蔵型のドライクリーニング機)の特別償却制度について、取得価格要件を600万円以上(現行:300万円以上)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
- **生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長** *〔法人税、法人住民税、事業税〕(P22)
生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例について、割増率を10%(現行12%)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

その他

- **熊本地震による被害等を踏まえた税制上の所要の措置** *〔所得税、個人住民税〕(P23)
勤労者が災害による損害を受けた等の事由により、勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄の払出しを行う場合には、当該払出しに係る利子等については課税せず、遡及課税も行わない。
(注) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に災害による損害を受けた等の事由により払出しを行った場合には、平成30年3月31日までに還付請求が可能。

1. 大綱の概要

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について所要の見直しを行う。

2. 制度の内容 ※「○」:非課税、「×」:全部課税

	企業主導型保育 (H29/4/1～H31/3/31に助成を受けた事業者)	
	現行	改正後
固定資産税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
都市計画税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
事業所税	×	課税標準が 価格の1/4
関税 (給食用脱脂粉乳)	×	○

	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内 保育事業(利用定員が1人以上5人以下)	
	現行	改正後
固定資産税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
都市計画税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
事業所税		○
不動産取得税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 都道府県の条例で定める割合

(注)助成を受けた後、5年間の時限措置

1. 大綱の概要

＜基本的考え方＞

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、個人所得課税においては、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

2. 背景

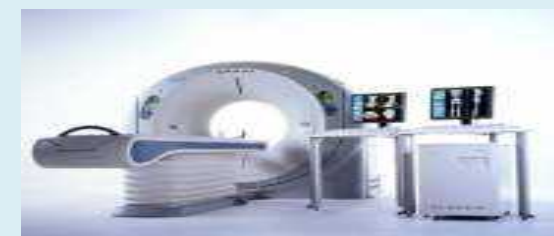
- 現役世代が子育てと仕事を両立できる子育て支援施策を図っていくことは、少子化対策の観点の他、女性の活躍促進の観点、労働力確保を通じた経済成長促進の観点から重要である。労働者の働き方や子育てをとりまく環境が多様化する中、また、地域によって利用できる子育てに係るサービスに差異がある中、子ども・子育て支援新制度による保育等の公的サービスによる対応に加え、柔軟な子どもの預かりサービス利用を必要とする子育て家庭が存在する。
- このようなベビーシッター等の子どもの預かりサービスを利用した際の費用については、子育て家庭が就労することに伴い必要となる経費であり、税制での支援の必要性が高い。
- 仕事と家庭を両立し、女性の活躍を促進する等の観点から、ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。

1. 大綱の概要

医療用機器の特別償却制度について、対象機器の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

2. 制度の内容

- 対象機器：取得価格500万円以上の高額な医療用機器
（高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内のもの）
例：汎用超音波画像診断装置、汎用人工呼吸器、
放射線治療シミュレータ、閉鎖循環式麻酔システム、
全身用X線CT診断装置（4列未満を除く。）、
体外式結石破砕装置 等
- 適用期限：平成31年3月31日まで（2年間延長）
- 特別償却割合：取得価格の12%



1. 大綱の概要

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、次の措置を講ずる。

- ① 認定を受けた医療法人の持分を有する個人がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより当該医療法人がその認定移行計画に記載された移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をした場合には、当該医療法人が当該放棄により受けた経済的利益については、贈与税を課さない。
- ② 上記①の適用を受けた医療法人について、持分の定めのない医療法人への移行をした日以後6年を経過する日までの間に移行計画の認定要件に該当しないこととなった場合には、上記①の経済的利益については、当該医療法人を個人とみなして、贈与税を課する。
- ③ 医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を3年延長する。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

2. 制度の内容

改正イメージ

**認定期間は3年延長（平成29年10月～平成32年9月予定）し、
税制上の特例措置も延長**

- ◆移行計画期間中（最大3年）は、税制措置あり
- ・出資者の相続に係る相続税の猶予・免除
 - ・出資者間のみなし贈与税の猶予・免除

(持分あり医療法人)

持分なし医療法人への移行計画の認定を申請

認定

◆認定要件

- ・社員総会の議決があること
- ・移行計画が有効かつ適正であること
- ・移行計画期間が3年以内であること

認定要件（運営の適正性要件）を追加し、移行後6年間、当該要件を維持していることを確認

【主な運営の適正性要件】

- ・法人関係者に利益供与しないこと
- ・役員報酬について不当に高額にならないよう定めていること
- ・社会保険診療に係る収入が全体の80%以上 等

(持分なし医療法人)

持分の放棄+定款変更（解散時の残余財産の帰属制限）により移行完了

認定医療法人については、移行の際の法人への贈与税を課税しない

- ・現状、相続税法により相続税等が「不当に減少」する場合、贈与税が課税される扱い。
- ・解釈通知（非課税基準）による税務署の個別判断

【非課税基準の主な要件】

- ・理事6人、監事2人以上
- ・役員の親族1/3以下
- ・医療機関名の医療計画への記載
- ・法人関係者に利益供与しないこと 等

今回の改正により、役員数、役員の親族要件、医療計画への記載等の要件を緩和
贈与税の非課税対象が大幅に拡大

試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充

(所得税、法人税等)

1. 大綱の概要

試験研究を行った場合の税額控除制度について、次の見直しを行う。

- ① 総額型の税額控除率を試験研究費の増減割合に応じた率（6～14%）とする。
- ② 高水準型を2年延長し、増加型を廃止する。
- ③ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合、高水準型の適用に代えて、総額型の控除限度額（法人税額の25%）に上乗せする制度を選択できることとする。
- ④ 試験研究費の範囲について、ビックデータの収集分析等の試験研究費を追加する。
- ⑤ オープンイノベーション型について、手続きの見直しによる使い勝手の向上を図る。

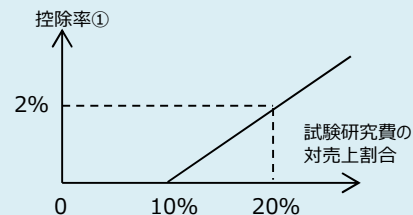
2. 制度の内容

高水準型： 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合、税額控除率を**試験研究費の対売上割合**に応じた率とする制度

(平成28年度までの時限措置を2年延長)

控除額 売上金額の10%を超えた試験研究費の額×控除率①

控除限度額 法人税額の10%



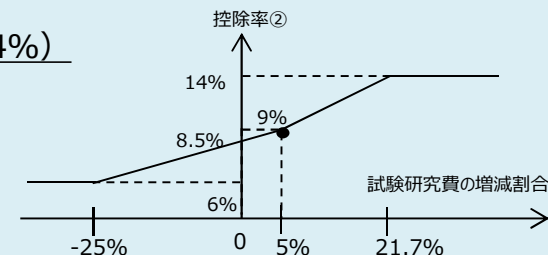
総額型： 税額控除率を**試験研究費の増減割合**に応じた率とする制度

控除額 試験研究費の総額×控除率②： 6～10%（原則。2年間の時限措置として上限14%）

控除限度額 法人税額の25%

控除限度額の上乗せ（2年間の時限措置。高水準型との選択）

- ・ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合、
法人税額×控除率①×10を控除限度額に上乗せ（上限は法人税額の10%）



オープンイノベーション型： 大学、企業等との共同・委託研究の費用（特別試験研究費）の額にかかる控除制度

控除額 特別試験研究費の額×30%（大学等）又は20%（民間企業）

控除限度額 法人税額の5% （注）費用の明細書と領収書との突合による確認作業を不要とするなど手続きの見直しによる使い勝手の向上

1. 大綱の概要

<検討事項>

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられるまでに、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

2. 背景

- 社会保険診療については、消費税は非課税扱い。
- 消費税導入時（平成元年）、引上げ時（平成9年）に診療報酬改定を行い、消費税による医薬品などの仕入れ費用の増加分が、医療機関等にとって実質的な負担とならないよう対応。
- 税制抜本改革法（平成24年8月）、三党実務者合意（平成24年6月）により、8%引上げ時には、高額投資に係る消費税の負担について、診療報酬等の医療保険制度における手当のあり方を検討することとされた。
- 中央社会保険医療協議会「医療機関等における消費税負担に関する分科会」の議論を踏まえ、平成26年4月の8%引上げ時に診療報酬と別建ての高額投資対応は行わず、診療報酬の中で、基本診療料等に上乗せすることで対応。
- 平成27年11月の分科会において、消費税率8%への引上げによる医療機関等の控除対象外消費増税(3%)分については、診療報酬改定による対応により、マクロでは概ね補てんされているものの、補てん状況にはばらつきが見られることを確認。
- 10%引上げ時の対応として、診療側は、診療報酬による対応では限界があるとして、税制による抜本的な解決を強く要望。
- 診療側は、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとして、税制による抜本的な解決が図られるまでの間、設備投資にかかる特例措置の創設を強く要望。
- 平成28年11月に、消費税率10%への引上げを平成31年10月1日とする法案が成立。

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

(たばこ税、地方たばこ税)

1. 大綱の概要

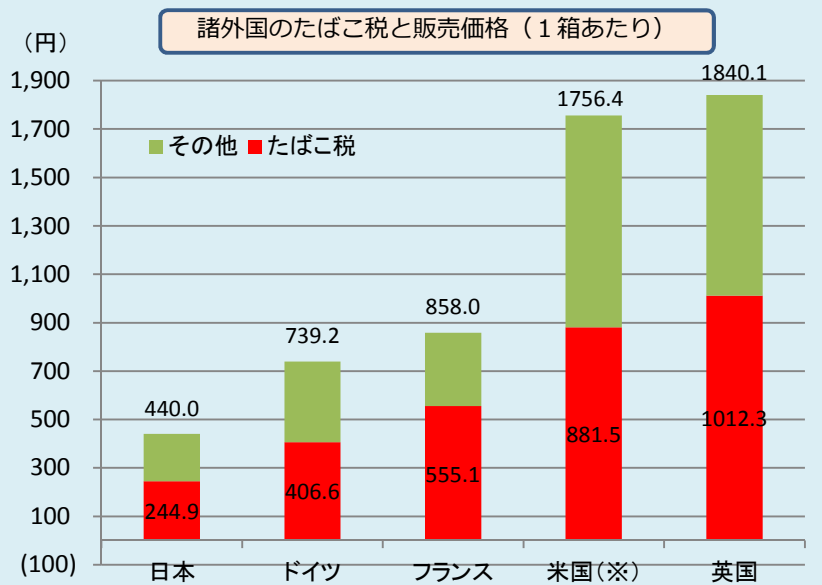
<検討事項>

将来、たばこ税の負担水準を見直す際には、財政物資としてのたばこの基本的性格、葉たばこ農家・たばこ小売店等への影響、市場・産業への中長期的な影響、国民の健康増進の観点などを総合的に勘案し、予見可能性の確保に配慮しつつ、検討する。

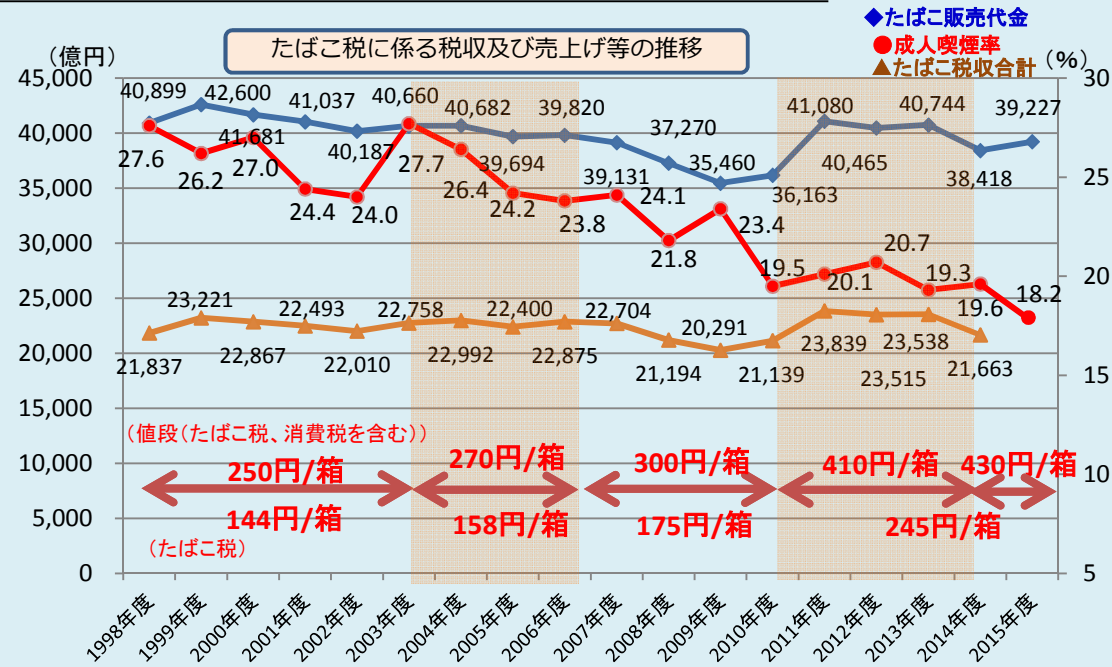
2. 背景

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」の締約国として、たばこ対策の強力な推進が求められていること、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けてたばこフリー環境を目指す必要があること等を踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することが必要。

- 日本におけるたばこの税率や販売価格は、諸外国と比較して低い。
- 増税することで、喫煙率が下がる一方、たばこに係る税収や売上げは安定的に推移している。



※米国はイリノイ州シカゴ市
出典：「日本の税制」平成28年度版



出典：たばこ販売代金：(社)日本たばこ協会、喫煙率：厚生労働省国民健康・栄養調査、たばこ税収：財務省、総務省

1. 大綱の概要

<検討事項>

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

2. 現行制度

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税	特別法人 * 医療法人を含む	3.4% (約4.9%)	4.6% (約6.6%)	
	普通法人	3.4% (約4.9%)	5.1% (約7.3%)	6.7% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注：() 内の数字は、26年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」（事業税率の43.2%）を合算した税率

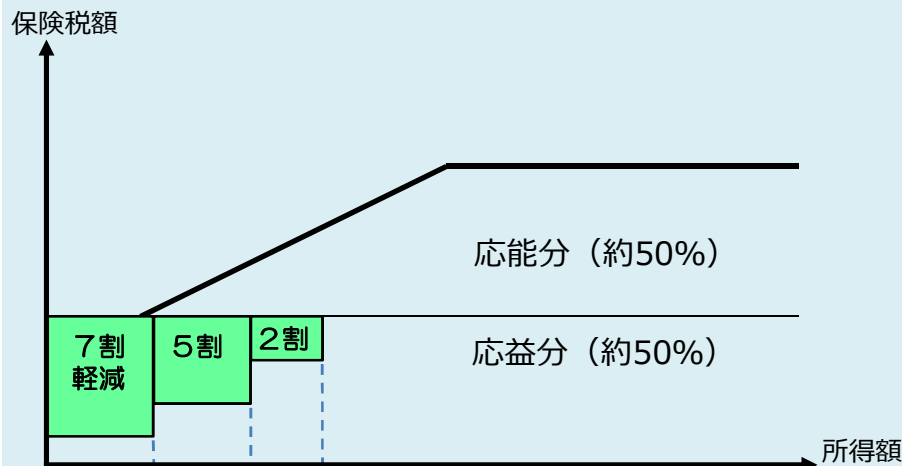
1. 大綱の概要

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27万円（現行：26.5万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を49万円（現行：48万円）に引き上げる。

2. 制度の内容

<現行>



【現行】 軽減判定所得

7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)

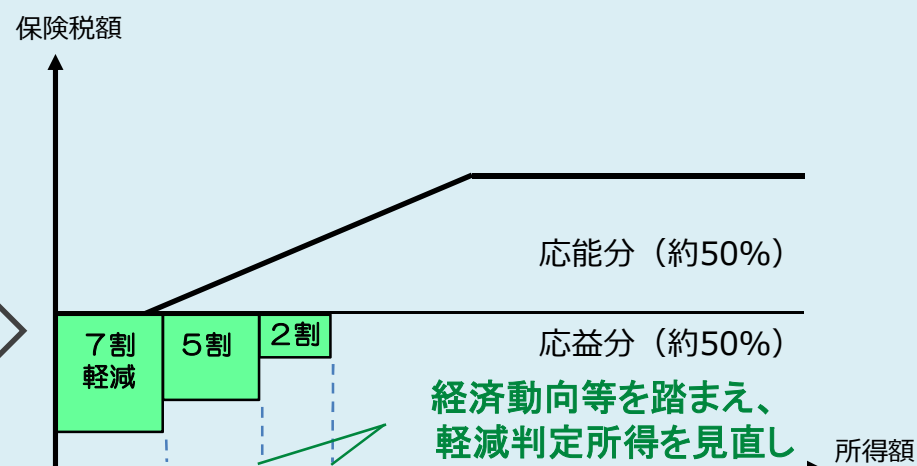
5割軽減基準額

＝基礎控除額(33万円)＋26.5万円×(被保険者数)

2割軽減基準額

＝基礎控除額(33万円)＋48万円×(被保険者数)

<改正後>



【改正後】 軽減判定所得

7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)

5割軽減基準額

＝基礎控除額(33万円)＋27万円×(被保険者数)

2割軽減基準額

＝基礎控除額(33万円)＋49万円×(被保険者数)

経済動向等を踏まえ、
軽減判定所得を見直し

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

(固定資産税、不動産取得税)

1. 大綱の概要

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制における固定資産税の減額措置及び不動産取得税の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

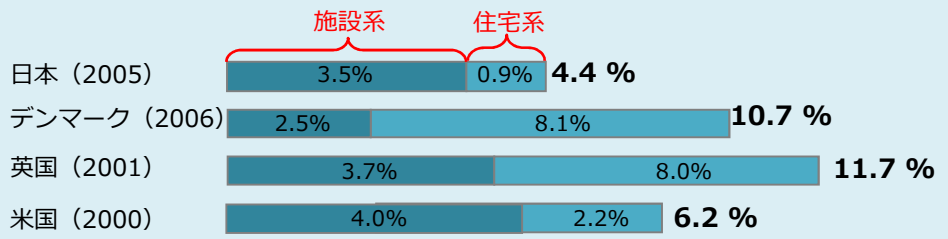
2. 制度の内容

- 現行**
- 固定資産税 : 5年間 税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村が条例で定める割合を軽減
 - 不動産取得税 : 家屋 課税標準から1,200万円控除 / 戸
土地 家屋の床面積の2倍に当たる土地面積相当分の価額等に税率を乗じて得た額を軽減

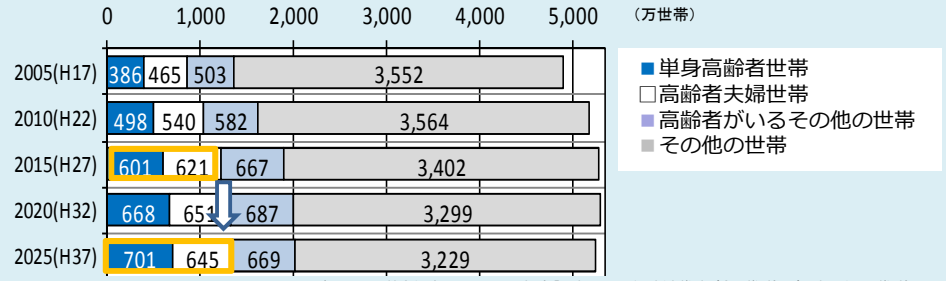
結果
適用期限の2年間延長
(平成31年3月31日まで)

- 高齢者が安心して暮らせる住宅ストックは諸外国と比較すると不足している中、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の増加は今後も見込まれる状況。
- このため、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進することが必要。

全高齢者に対する介護施設・高齢者住宅の割合は諸外国より低い



高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の増加



<参考> 政府計画における位置づけ

住生活基本計画 (H28.3.18閣議決定)

- 高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において **介護・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現**
- まちづくりと調和し、高齢者の需要に応じた **サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進**や「生涯活躍のまち」の形成

「ニッポン一億総活躍プラン」 (H28.6.2閣議決定)

- 2020年代初頭までに介護基盤の整備拡大量：50万人分以上 **(サービス付き高齢者向け住宅約2万人分を含む)**

日本再興戦略改訂2016 (H28.6.2閣議決定)

- **サービス付き高齢者向け住宅**や高齢者支援施設等の **整備を促進**
- **サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地や質の確保の推進等**により、多世代循環型の住宅・コミュニティづくり（スマートウェルネス住宅・シティ）を推進 等

1. 大綱の概要

協同組合等に適用される軽減税率については、現行水準を据え置く。

※ 軽減税率の特例（所得年800万円までは15%）の適用期限は2年延長

2. 制度の概要

対象法人	農業協同組合、中小企業等協同組合、消費生活協同組合、信用金庫など
課税対象	全ての事業
法人税率	軽減税率(19%)については、据え置き ※ 軽減税率の特例(所得年800万円までは15%)の適用期限は2年延長 なお、特定の協同組合等のうち、店舗売上高が年1,000億円以上である等の事業年度にあっては、所得年10億円を超える部分について22%

1. 大綱の概要

社会福祉法人等に現物寄附を行った場合に、みなし譲渡所得税等の非課税の特例措置を受けるためには、国税庁長官の承認が必要であるが、社会福祉法人に対する贈与等（※）については、当該承認申請のあった日から1月以内に国税庁長官の承認をしないことの決定がなかった場合には、その承認があったものとみなす特例を講ずる。

（※）贈与等に係る財産が社会福祉法人の基本金に組み入れられるものに限る。

2. 背景

- 社会福祉法人等に現物寄附を行った場合に、みなし譲渡所得税等の非課税の特例措置を受けるためには、国税庁長官の承認（※）が必要であるが、その承認までに相当の期間を要している。

（※）国税庁長官の承認の主な要件（租税特別措置法施行令第25条の17第5項）

- ① その寄附が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。
- ② 寄附財産が、その寄附日から2年以内に寄附を受けた法人の公益を目的とする事業の用に直接供され、又は供される見込みであること。

- ただし、文部科学大臣所轄学校法人への現物寄附については、一定の要件を満たす場合に限り、当該承認手続が簡素化される特例（承認期間の大幅な短縮等）が設けられている。
- 社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人会計基準が法令上位置付けられたこと等を踏まえ、社会福祉法人に対する現物寄附が一定の要件を満たす場合には、本特例の対象に含めることとする。

1. 大綱の概要

企業年金等(確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金)の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年(平成31年度末まで)延長する。

2. 制度の内容

- 企業年金等に関する税制の基本は、掛金拠出時:非課税、資産運用時:特別法人税(※)による課税、給付時:課税(ただし、公的年金等控除・退職所得控除の対象)となっている。
- 企業年金等の積立金に課税される特別法人税は、金融市場の状況、企業年金の財政状況等に鑑み、平成11年度より課税凍結中(平成28年度末が凍結期限とされていた)。

(※)特別法人税:

掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅利息相当分を課税するという考え方にに基づき、積立金全体に対して1.173%の税が課される。

＜課税対象となる積立金の状況＞

・確定給付企業年金
約58兆円(平成27年度末)

・確定拠出年金
約11兆円(平成27年度末) 等

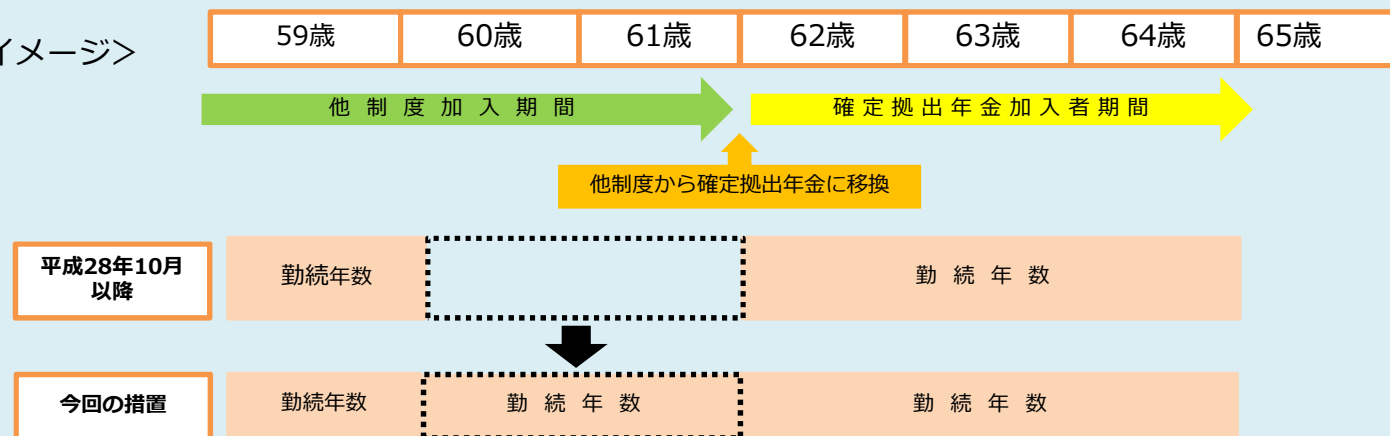
1. 大綱の概要

確定拠出年金以外の制度から資産等の移換があった場合にその算定の基礎となった期間のうち、加入者が60歳後の期間及び確定拠出年金の運用指図者期間と重複している期間を、退職所得控除額の算定基礎となる勤続年数に算入する。

2. 制度の内容

- 老齢年金を一時金にて受給する場合の退職所得控除額は、勤続年数に応じて増加する仕組み。
- 現行制度では、60歳以降、他制度(確定給付企業年金等)から確定拠出年金へ移換した際、60歳から確定拠出年金に加入するまでの期間等が、勤続年数に算入されない取扱いとなっている。
また、確定拠出年金の運用指図者期間と他制度からの資産移換の対象となった期間が重複した場合も、前者の期間が優先的に通算加入者等期間に算入されることとなり、当該期間が勤続年数に算入されない取扱いになっている。
- このような勤続年数に算入されない期間について、勤続年数に算入する取扱いに変更する。

<主な要望イメージ>



1. 大綱の概要

- 心身障害者を多数雇用する事業主が事業用施設等を取得した場合の不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限の2年間の延長等を行う。

2. 制度の内容

① 不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置 (不動産取得税、固定資産税)

要件

- ① 障害者雇用割合 (※1) が50%以上かつ20人 (※1) 以上障害者を雇用
- ② 「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」又は「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」を用いて事業用施設 (作業用に限る) を取得

減
税
特
例

不動産取得税

平成31年3月31日までの間に取得し、引き続き3年以上事業の用に供する事業用施設について、当該税額から取得価額の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を減額。

固定資産税

平成31年3月31日までの間に取得した事業用家屋 (取得から当初5年度分に限る) について、課税標準となるべき価額の1/6に障害者雇用割合及び税率を乗じた額を減額。

- ※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算。
- ※2 重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算。

② 事業所税 (資産割) の課税標準の特例措置 (事業所税)

要件

- ① 障害者雇用割合 (※1) が50%以上かつ10人 (※2) 以上障害者を雇用
- ② 「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」又は「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」の支給に係る施設又は設備を取得

減
税
特
例

事業所税

課税標準となるべき事業所の床面積の算定について、当該事業所の床面積の1/2に相当する面積を控除する。

1. 大綱の概要

生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設の特別償却制度について、取得価格要件を200万円以上(現行:100万円以上)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく振興計画により、共同利用施設を設置した場合に取得価額の6%の特別償却ができる。

＜主な対象設備;例＞

- (1) 研修施設(美容・すし等)
- (2) クリーニングの共同工場
- (3) 共同配送設備



(美容等研修施設)



(クリーニング共同工場)

1. 大綱の概要

公害防止用設備の特別償却制度について、取得価格要件を600万円以上（現行：300万円以上）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

対象設備

テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着式回収装置内蔵型のドライクリーニング機のうち、取得価格が600万円以上のもので

特例措置

特別償却（8%）

※中小企業者等に限る



1. 大綱の概要

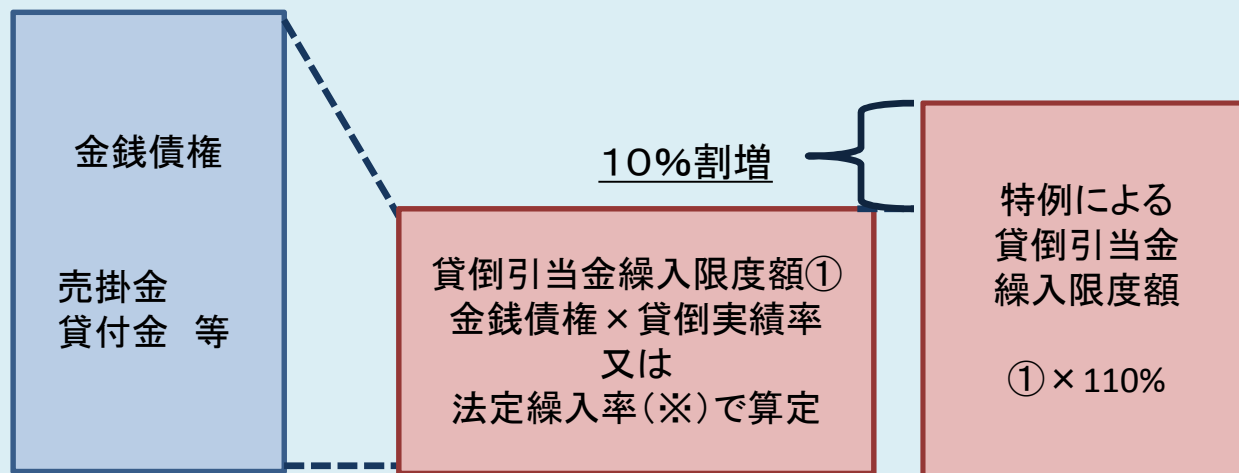
生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例について、割増率を10%(現行:12%)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

出資組合である生活衛生同業組合等が、各事業年度において、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算について、その限度額を法定繰入率又は貸倒実績率の10%増とすることができる。

(※)法定繰入率

貸倒実績率を用いず、業種ごとに応じた数値を活用して引当金を算定する。資本金1億円以下の中小企業及び事業協同組合等が適用を認められている。



業種	繰入率
卸・小売業	10/1000
製造業	8/1000
金融・保険業	3/1000
割賦販売小売業	13/1000
その他	6/1000

1. 大綱の概要

勤労者が災害による損害を受けた等の事由により、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄（以下、非課税財形貯蓄という。）の払出しを行う場合には、当該払出しに係る利子等については課税せず、遡及課税も行わない。

2. 制度の内容

- 現状では、非課税財形貯蓄を契約している勤労者が、災害による損害を受けた等の事由により払出しを行った場合には、目的外の払出しであるとして、原則、払出しに係る利子等に課税されるほか、過去5年間の利子等に遡及課税される。
- 当該措置は、勤労者の持家が災害により全壊、流出、半壊、床上浸水等の損害を受けた場合に適用。
 - また、以下の事由により払出しを行う場合にも同様に利子等が非課税となる。
 - ・ 勤労者が支払った医療費の合計額が200万円を超えた場合
 - ・ 勤労者が配偶者と死別等をし、寡婦（扶養親族である子を有する場合に限る）または寡夫に該当することとなった場合
 - ・ 勤労者が特別障害者に該当することとなった場合
 - ・ 勤労者が雇用保険法の特定受給資格者又は特定理由資格者に該当することになった場合
- なお、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に上記事由により払い出しを行った場合には、平成30年3月31日までに還付請求が可能。